

第七回国会 地方行政委員会大蔵委員会文部委員会連合審査会議録第一号

昭和二十五年四月二十九日(土曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

地方行政委員会

委員長 中島 守利君

理事生田 和平君 理事大泉 寛三君

理事川西 清君 理事藤田 義光君

理事久保田鶴松君 理事立花 敏男君

理事大石ヨシエ君

河原伊三郎君 川本 末治君

菅家 喜六君 小玉 治行君

高橋 英吉君 塚田十一郎君

床次 徳二君 大矢 省三君

門司 亮君 池田 峯雄君

大蔵委員会

理事岡野 清豪君 理事小山 長規君

理事西村 直巳君 理事河田 賢治君

大内 一郎君 甲木 保君

鹿野 彦吉君 高間 松吉君

三宅 則義君 内藤 友明君

宮腰 喜助君 早稲田清吉君

田中織之進君

文部委員会

委員長 長野 長廣君

理事岡延右エ門君 理事高木 章君

理事岡谷 光衛君 理事水谷 昇君

理事松本 七郎君

浅香 忠雄君 柏原 義則君

佐藤 重遠君 千賀 康治君

渡部 義通君

出席國務大臣

國務大臣 本多 市郎君

出席政府委員

地方自治 政務次官 小野 哲君

地方自治厅长 荻田 保君

文部政務次官 平島 良一君

委員外の出席者

地方行政委員会専門員 有松 昇君

地方行政委員会専門員 長橋 茂男君

大蔵委員会専門員 椎木 文也君

大蔵委員会専門員 黒田 久太君

文部委員会専門員 横田重左衛門君

本日開議に付した事件

地方財政平衡交付金法案(内閣提出第一八四号)

中島委員長

これより地方行政委員会、大蔵委員会、文部委員会の連合審査会を開会いたします。

私が先例によりまして委員長長の職務を行います。

地方財政平衡交付金法案を議題といたします。本案につきましては地方行政委員会ではすでに提案理由の説明を聴取いたしましたのでありますが、本日の審議の便宜上、本案に対して政府よりその概要について説明を聴取した後、質疑を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

中島委員長 それではこれより政府の説明を求めます。

地方財政平衡交付金法案

地方財政平衡交付金法案

(この法律の目的)

第一條 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を

処理し、及び行政を執行する権能をそ

をこなわすに、その財源の均衡化を図

り、及び地方財政平衡交付金の交付の

基準の設定を通じて地方行政の計画的

な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の

実現に資するため、地方団体に對し適當な財源を供與し、もつて

その独立性を強化することを目的とする。

(用語の意義)

第二條 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 地方財政平衡交付金 地方団体がひとしくその行うべき事務を充分に遂行することができ

ようにするために国が地方団体に交付する交付金をいう。

二 地方団体 都道府県、特別市及び市町村をいう。

三 地方行政 地方団体の行政(地方団体がその経費を負担する当該地方団体の機関が行う行政を含む。)をいう。

四 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十一條の規定により算定した額をいう。

五 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十五條の規定により算定した額をいう。

六 測定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、且つ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の交付金の総額を算定し、及び配分するために用いるものをいう。

七 単位費用 交付金の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の総額を決定するために、測定単位の数値に乘ずべき地方行政の単位当りの費用をいう。

(運営の基本)

第三條 国は、毎年度各地方団体が提出する資料に基づき、すべての地方団体について、この法律に定めるところにより、財政需要額と財政収入額とを測定し、財政需要額が財政収入額をこえる場合における当該超過額を補てんするために必要且つ充分な額を、地方財政平衡交付金(以下「交付金」という。)として、国の予算に計上しなればならない。

四 国は、その予算が成立した後、当該年度の中途において、地方団体の負担となるような測定単位の数値の増加を直接生じさせる措置は、とらないようにするものとする。

五 地方財政委員会(以下「委員会」という。)は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、国の予算に計上された交付金の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこ

える地方団体に對し、衡平にその超過額を補てんすることができ

るように配分しなければなら

ない。

六 国は、交付金の交付に當つては、地方自治の本旨を尊重し、條件をつけ、又はその使途を制限してはならない。

(委員会の権限と責任)

第四條 委員会は、この法律を実施するため、左に掲げる権限と責任とを有する。

一 毎年度分として交付すべき交付金の総額を見積ること。

二 各地方団体に交付すべき交付金の額を決定し、及びこれを交付すること。

三 第十條又は第十九條に規定する場合において、各地方団体に對する交付金の額を変更し、減額し、又は返還させること。

四 第十八條に定める地方団体の審査の請求を受理し、これに對する決定をすること。

五 第十九條第四項に定める異議の申立を受理し、これに對する決定をすること。

六 第二十條に定める聴聞を行うこと。

七 交付金の総額の見積及び各地方団体に交付すべき交付金の額の算定のために必要な資料を収集し、及び整備すること。

八 収集した資料に基づき、常に地方財政の状況をは握し、交付金

制度の運用について改善を図ること。

九 この法律を実施するために必要な地方財政委員会規則（以下「規則」という。）を制定すること。

十 前各号に定めるものの外、この法律に定める事項

（交付金の算定に関する資料）

第五條 都道府県知事及び特別市の市長は、規則で定めるところにより、当該都道府県又は特別市の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料その他必要な資料を委員会に提出しなければならない。

2 市町村長は、規則で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料その他必要な資料を都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、意見をつけて委員会に送付しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の場合において市町村長が提出した資料に修正を加えるべき旨の意見をつけたときは、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。この場合においては、不服がある市町村長は、その意見を委員会に申し出ることができる。

5 基準財政需要額の中に含まれる経費に係る地方行政に關係がある国の行政機関（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二項及び第二十四條の行

政機関をいう。以下同じ。）は、委員会が要求した場合においては、その所管に係る行政に關し、委員会の要求に係る交付金の總額の算定又は配分に關し必要な資料を委員会に提出しなければならない。

（交付金の總額の算定）

第六條 毎年度分として交付すべき交付金の總額は、当該年度において基準財政需要額が基準財政収入額をこえると認められる地方団体の当該超過額の合算額を基礎として定める。

2 委員会は、第五條の規定により提出され、又は送附された資料を参考として、翌年度における交付金の總額を算定し、これを国の予算に計上するように内閣に勧告しなければならない。この場合において、委員会は、第七條に掲げる事項を記載した書類その他必要な書類を内閣に送付しなければならない。

3 内閣は、委員会が勧告した交付金の總額を変更して国の予算に計上しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を求めなければならない。

4 内閣は、委員会が勧告した交付金の總額又はその算定の基礎を変更した場合においては、委員会が勧告した交付金の總額の算定の基礎、内閣が決定した交付金の總額に係る歳出予算の基礎及びこれらの基礎の比較について、その詳細を歳入歳出予算に附記しなければならない。この場合において、委員会が地方財政委員会設置法（昭

和二十五年法律第 号）第十三條の規定により申し出る意見の中には、委員会が勧告した交付金の總額と内閣が決定した交付金の總額との差額を調整するため国の予算について加えるべき必要な修正についての意見を含まなければならない。

（歳入歳出總額の見込額の提出及び公表の義務）

第七條 委員会は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出總額の見込額に關する書類を作成し、これを内閣及び内閣を通じて国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

一 地方団体の歳入總額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳  
イ 各税目ごとの課税標準額、税率、測定見込額及び徴収見込額  
ロ 使用料及び手数料  
ハ 起債額  
ニ 国庫支出金  
ホ 雑収入

二 地方団体の歳出總額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳  
イ 歳出費目ごとの経費  
ロ 国庫支出金に基く経費の總額  
ハ 地方債の利子及び元金償還金

三 交付金の總額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳  
イ 非奨励的補助金（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十六條の補助金以外の補助金をいう。以下同じ）、

非奨励的補助金に伴う地方負担額及び非奨励的補助金に基づく経費の總額  
ロ 行政の種類ごとの測定單位の數値の總額（第十三條の規定により補正したものを含む。）  
ハ 單位費用、基準財政需要額、基準財政収入額及び必要とする交付金の總額

（交付金の額の算定期日）  
第八條 各地方団体に対する交付金の額は、毎年度四月一日現在により、算定する。

（廢置分合又は境界変更の場合の交付金の措置）  
第九條 前條の期日後において、地方団体の廢置分合又は境界変更があつた場合における当該地方団体に対する交付金の措置については、左の各号の定めるところによる。

一 廢置分合に因り一の地方団体の区域がそのまま他の地方団体の区域となつたときは、当該廢置分合の期日後は、当該廢置分合前の地方団体に対して交付すべきであつた交付金の額は、当該地方団体の区域が新たに屬することとなつた地方団体に交付する。

二 廢置分合に因り一の地方団体の区域が分割されたとき、又は境界変更があつたときは、当該廢置分合又は境界変更の期日後は、当該廢置分合又は境界変更前の地方団体に對し交付すべきであつた交付金の額は、規則で定めるところにより、廢置分合若しくは境界変更に係る区域又は

は境界変更に係る区域を除いた当該地方団体の区域を基礎とする獨立の地方団体がそれぞれ当該年度の四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に對し交付すべきであつた交付金の額にあん分し、当該あん分した額を廢置分合若しくは境界変更に係る区域が屬することとなつた地方団体又は境界変更に係る区域が屬していた地方団体に對し、それぞれ交付する。

（交付金の額の算定）

第十條 交付金は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に對して交付する。

2 前項の地方団体に對して交付すべき交付金の額は、交付金の總額を、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額にあん分して算定する。

3 委員会は、前二項の規定により交付すべき交付金の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。但し、交付金の總額の増加その他特別の事由がある場合においては、八月三十一日以後において、交付金の額を決定し、又は既に決定した交付金の額を変更することができる。

4 委員会は、前項の規定により交付金の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

（基準財政需要額の算定方法）

第十一條 基準財政需要額は、測定單位の數値を第十三條の規定により補正し、これを当該測定單位ご

この単位費用に乘じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。

第十二條 地方行政に要する経費の

測定単位は、地方団体の種類ごとに左の表の中欄に掲げる経費について、それぞれその下欄に定めるものとする。

| 地方団体の種類 | 経費の種類                 | 測定単位                                                                                |
|---------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 道府県     | 一 土木費                 | 道路の面積<br>橋りょうの面積<br>河川の延長<br>港湾における船舶の出入とん数<br>人口及び面積                               |
|         | 1 道路費                 |                                                                                     |
|         | 2 橋りょう費               |                                                                                     |
|         | 3 河川費                 |                                                                                     |
|         | 4 港湾費                 |                                                                                     |
|         | 5 その他の土木費             |                                                                                     |
|         | 二 教育費                 | 小学校の児童数、学級数及び学校数<br>中学校の生徒数、学級数及び学校数<br>高等学校の生徒数<br>人口                              |
|         | 1 小学校費                |                                                                                     |
|         | 2 中学校費                |                                                                                     |
|         | 3 高等学校費               |                                                                                     |
|         | 4 その他の教育費             |                                                                                     |
|         | 三 厚生労働費               | 人口及び児童福祉施設入所者数<br>人口及び食品関係営業業者数<br>工場事業場数及び工場事業場労働者数                                |
|         | 1 社会福祉費               |                                                                                     |
|         | 2 衛生費                 |                                                                                     |
|         | 3 労働費                 |                                                                                     |
|         | 四 産業経済費               | 耕地の面積及び農業（畜産業を含む。）の従業者数<br>民有林野の面積及び林産業の従業者数<br>水産業の従業者数<br>商工業の従業者数<br>戦争に因る被災地の面積 |
|         | 1 農業行政費（畜産業に係るものを含む。） |                                                                                     |
|         | 2 林野行政費               |                                                                                     |
|         | 3 水産行政費               |                                                                                     |
|         | 4 商工行政費               |                                                                                     |
|         | 5 戦災復興費               |                                                                                     |
|         | 6 その他の行政費             |                                                                                     |
|         | 1 徴税費                 | 道府県税の税額及び納税義務者数<br>人口                                                               |
|         | 2 その他の諸費              | 災害復旧事業費及び防空関係事業費の財源に充てた地方債の元利償還金                                                    |
|         | 七 公債費                 |                                                                                     |

2 前項の測定単位の数値の算定方法については、規則で定める。  
（測定単位の数値の補正）  
第十三條 前條の測定単位の数値は、道府県又は市町村ごとに、左の各号に掲げる事項を基礎として当該測定単位につき、規則で定める補正係数を、これに乘じて補正するものとする。

| 市町村       | 一 警察消防費   | 警察消防費                            |
|-----------|-----------|----------------------------------|
|           | 1 警察費     | 警察吏員数<br>家屋の床面積                  |
| 二 土木費     | 2 消防費     |                                  |
|           | 1 道路費     | 道路の面積<br>橋りょうの面積                 |
|           | 2 橋りょう費   |                                  |
|           | 3 港湾費     | 港湾における船舶の出入とん数                   |
|           | 4 都市計画費   | 都市計画区域における人口                     |
| 三 教育費     | 5 その他の土木費 | 人口及び面積                           |
|           | 1 小学校費    | 小学校の児童数、学級数及び学校数                 |
|           | 2 中学校費    | 中学校の生徒数、学級数及び学校数                 |
|           | 3 高等学校費   | 高等学校の生徒数<br>人口                   |
|           | 4 その他の教育費 |                                  |
| 四 厚生労働費   | 1 社会福祉費   | 人口及び児童福祉施設入所者数<br>人口及び食品関係営業業者数  |
|           | 2 衛生費     | 工場事業場数及び工場事業場労働者数                |
|           | 3 労働費     | 人口                               |
|           | 5 産業経済費   | 戦災に因る被災地の面積                      |
|           | 6 戦災復興費   |                                  |
| 七 その他の行政費 | 1 徴税費     | 市町村税の税額及び納税義務者数<br>本籍人口          |
|           | 2 戸籍事務費   |                                  |
|           | 3 その他の諸費  | 災害復旧事業費及び防空関係事業費の財源に充てた地方債の元利償還金 |
| 八 公債費     |           |                                  |

するものとする。  
一 人口、小学校の児童数その他測定単位の数値の多少による段階  
二 人口密度  
三 測定単位の数値の帰属する市町村の規模  
四 寒冷度及び積雪度

五 面積、河川の延長その他測定単位の基礎をなすものの種別

第十四條 第十一條の単位費用は、

道府県又は市町村ごとに、標準的條件を備えた地方団体が合理的、且つ、妥当な水準において地方行政を行う場合における各測定単位の単位当りの費用を基礎として、この法律で定める。

2 前項の単位当りの費用は、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金、地方債その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外

のものを財源とすべき部分を除いて算定するものとする。  
（基準財政収入額の算定方法）  
第十五條 基準財政収入額は、規則で定める方法により、基準税率をもつて算定した当該地方団体の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額とする。

2 前項の基準税率は、地方税法（昭和二十五年法律第 号）第一條第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めない地方税については、地方税法に定める税率とする。）の百分の七十に相当する率とする。

（交付時期）  
第十六條 交付金は、毎年度、地方団体の種類ごとに、左の表の中欄に掲げる時期に、それぞれの下欄に定める額を交付する。

| 地方団体の種類 | 道府県      |                                                                 | 市町村    |                                                               |
|---------|----------|-----------------------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------------|
|         | 交付時期     | 交付すべき額                                                          | 交付時期   | 交付すべき額                                                        |
| 道府県     | 五月及び七月   | 前年度の当該道府県に対する交付金の額に当該年度の交付金の総額の交付金の総額に相当する額を乗じて得た額の四分の一に相当する額   | 五月及び七月 | 前年度の当該道府県に対する交付金の額に当該年度の交付金の総額の交付金の総額に相当する額を乗じて得た額の四分の一に相当する額 |
|         | 十一月及び十二月 | 当該年度において交付すべき当該道府県に対する交付金の額から五月及び七月に交付した交付金の額を控除した残額の二分の一に相当する額 | 五月及び七月 | 前年度の当該市町村に対する交付金の額に当該年度の交付金の総額の交付金の総額に相当する額を乗じて得た額の四分の一に相当する額 |
| 市町村     | 五月及び七月   | 前年度の当該市町村に対する交付金の額に当該年度の交付金の総額の交付金の総額に相当する額を乗じて得た額の四分の一に相当する額   | 五月及び七月 | 前年度の当該市町村に対する交付金の額に当該年度の交付金の総額の交付金の総額に相当する額を乗じて得た額の四分の一に相当する額 |
|         | 十一月及び十二月 | 当該年度において交付すべき当該市町村に対する交付金の額から五月及び七月に交付した交付金の額を控除した残額の二分の一に相当する額 | 五月及び七月 | 前年度の当該市町村に対する交付金の額に当該年度の交付金の総額の交付金の総額に相当する額を乗じて得た額の四分の一に相当する額 |

- 2 当該年度の国の予算の成立しないこと、国の予算の追加又は修正により交付金の総額に変更があつたこと等の事由により、前項の規定により交付金に於ける交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、交付金の総額の変更の程度、前年度の交付金の額等を参し、規則で定めることにより、特例を設けることができる。
- 3 道府県又は市町村が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき交付金の額をこえる場合においては、当該道府県又は市町村は、その超過額を還滞なく、国に還付しなければならない。
- 4 第一項の場合において、四月一日以前一年内に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合にお

- 2 委員会は、前項の審査の請求を受けた場合においては、その請求を受けた日から三十日以内にこれを審査して、その結果を当該地方団体に通知しなければならない。(交付金の額の算定に用いる数の錯誤等)
- 第十九条 委員会は、第十條第四項の規定により交付金の額を通知した後において、又は前條第一項の規定による審査の請求を受けた際に、交付金の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した場合においては、当該地方団体が受けるべき交付金の額に不足があるときはこれを交付し、超過額があるときはこれを減額し、又は返還させることができる。但し、返還させる場合においては、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見をきかなければならない。
- 2 地方団体がその提出に係る交付金の算定に用いる資料につき作為を加え、又は虚偽の記載をすることによつて、不当に交付金の交付を受けた場合においては、委員会は、当該地方団体が受けるべき交付金の額を超過する部分についてはこれを減額し、又は返還させなければならない。
- 3 委員会は、前二項の措置をする場合においては、その理由、金額その他必要な事項を当該地方団体に對し文書をもつて示さなければならない。この場合において、前項の規定に該当する地方団体は、委員会が示した文書の記載事項を

- その住民に周知させなければならない。
- 4 地方団体は、第一項及び第二項の場合においては、前項の文書を受け取つた日から三十日以内に、委員会に對し異議の申立をすることが出来る。
- 5 委員会は、前項の異議の申立を受けた場合においては、その申立を受けた日から三十日以内に決定をして、当該団体にこれを通知しなければならない。
- (交付金の額の減額等の聴聞)
- 第二十條 委員会は、第十條第三項及び第四項並びに前二條に規定する措置をとる場合において必要があるとき認めるときは、関係地方団体について聴聞をすることが出来る。
- 2 委員会は、第十條第三項、第十八條第二項並びに前條第一項及び第四項の決定又は処分について関係地方団体が充分な証拠を添えて衡平又は公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公開による聴聞を行わなければならない。
- 3 委員会は、前項の聴聞の結果、同項の申出に正当な理由があると認めるときは、当該決定又は処分を取消し、又は変更しなければならない。
- 4 前三項に定めるものを除く外、聴聞の手続その他聴聞に關し必要な事項は、規則で定める。
- (都等の特例)
- 第二十一條 都は、道府県に對する交付金の交付に關しては、その全区域を道府県とみなし、市町村に對する交付金の交付に關しては、

- その特別区の存する区域を市町村とみなす。
- 2 特別市は、道府県に對する交付金の交付に關しては、道府県とみなし、市町村に對する交付金の交付に關しては、市町村とみなす。
- 3 この法律の適用については、全部事務組合は、町村とみなす。
- 附則
- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。
- 2 昭和二十五年及び昭和二十六年に限り、交付金の総額のうちその十分の一に相当する額は、特別交付金とする。
- 3 昭和二十五年及び昭和二十六年に限り、第十六條第一項の表の道府県の項中「五月及び七月」とあるのは「四月及び六月」と、「十一月及び一月」とあるのは「九月及び十一月」と読み替え、同表の市町村の項中「五月及び八月」とあるのは「四月及び七月」と、「十一月及び二月」とあるのは「十月及び十二月」と読み替え、同表の交付時期ごとに交付すべき額の欄中「交付金の額」とあるのは「交付金の額(特別交付金の額を除く。)」と読み替へるものとする。
- 4 特別交付金は、第十二條の測定單位によつては捕そくし難い特別の財政需要があること、交付金の額の算定期日後に生じた災害(その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く。)等のため特別の財政需要があることその他特別の事情があることに因り、交付金の額が財政需要に比して過少であ

と認められる地方団体に對して、当該事情を考慮して交付する。

5 地方団体は、規則で定めるところにより、特別交付金の算定に關し必要な資料を委員会に提出しなければならぬ。第五條第二項から第四項までの規定は、この場合に準用する。

6 委員会は、特別交付金の額を決定したときは、これを当該地方団体に通知するとともに、二月中に交付しなければならぬ。第十八條の規定は、この場合に準用する。

7 昭和二十五年に限り、第十四條第一項中「この法律」とあるのは「規則」と読み替へるものとする。

8 昭和二十五年に限り、道府県に對し四月及び六月に交付すべき交付金の額並びに市町村に對し四月及び七月に交付すべき交付金の額は、第十六條第一項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、昭和二十四年度における地方配付税の額等を考慮して定め

9 第十二條第一項に掲げる経費のうち厚生労働費に係る測定單位は、昭和二十五年に限り、これらの経費に係る国の補助金又は負担金との関係上特に必要がある場合において、規則で定めるところにより、同項に規定する測定單位以外の測定單位を用い、又は当該測定單位と同項に規定する測定單位とをあわせ用いることができる。

10 地方配付税法（昭和二十三年法律

律第一百一十一号）及び地方配付税配付金特別会計法（昭和十五年法律第六十七号）は、廃止する。

11 昭和二十二年度分以前の地方分與税及び昭和二十三年年度の地方配付税については、なお、従前の例による。

12 地方配付税配付金特別会計の昭和二十四年度分の歳入歳出の出納及び決算については、なお、従前の例による。

13 地方配付税配付金特別会計の昭和二十四年度の決算上の剰余金、同会計廃止の際における同会計の積立金その他の権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

14 地方配付税法の一部を次のように改正する。

第二十六條中「地方配付税」を「地方財政平衡交付金」に改める。

15 地方配付税法第九條から第十一條まで、第十四條、第十五條、第三十四條及び第三十五條の規定は、昭和二十五年に限り、適用しない。

○小野（哲）政府委員 大臣にかわりまして、私から地方財政交付金法案の概要につきまして、簡単に御説明申し上げたいと存じます。

この法律案を提案いたしました理由といたしましては、地方公共団体の自主性を徹底し、地方自治の活発な運営を期待しながら、積極的にその発展を促すことは、国政民主化の基礎を固め、かつ必然の要請でありまして、これを固め、一面地方自治制度自体の整備を行いますとともに、他面これに即応した地方財政制度を樹立し

たしますことの緊要なることはもちろんでござります。しかし地方財政制度確立の基本方針といたしましては、第一に、地方団体に對して豊富潤沢な財源を與へることであり、第二に、地方収入の根幹でありますところの地方税につきまして、その税制を十分自主的かつ自律的なものたらしめることとござります。第三に、すべての地方団体を通過して、少くとも合理的かつ妥當な自治活動を行うだけの財源は、これを保障しなければならぬというところにありと存するのでござります。

経済社会の進展に伴う経済力の都市集中と、人文の発達に伴う地方団体の行政活動分野の拡張とは、近時一般の趨勢でありまして、その結果強力な財政力を持ち、軽少な地方税の負担のもとに豊富多彩な自治活動の可能な地方団体を生じます反面、貧弱な財政力のものが、住民に過重な負担を課しな

がら、最少限度の行政施設すらも営み得ない地方団体を見るに至りますことは、この間の趨勢に伴う必然の現象であります。このためが国におきましては、富裕団体と貧弱団体との間の財政力を均衡化し、もつて全地方団体の財政の基礎の確立をはかるため、昭和十五年の中央地方を通ずる税制の改革に際し、つとに恒久的な制度として、地方配付税制度を創設し、爾來今日に至るまで、常に地方団体間の財源調整の手段として、はたまた地方団体に對する財源付與の手段として、不十分ながらよくその機能を發揮し、地方自治の向上発展に資するところ顯著なものがあつたのであります。しかし地方配付税制度は、その財源の一半を地方団

体の課税力の強弱に逆比例的に、他の一半を地方団体の財源需要の多寡に正比例的に配分しつつ、課税力が一定の限度を越える地方団体には、これを交付しないこととして参つたのであります。

元來地方財政の調整と、地方団体の自主性の確保とは、両立しがたい性格をもつものでありまして、地方配付税制度の運用にあたりましては、地方団体の自主性の確保を重点的に考へて参りましたため、地方配付税の配分方法も可及的にこれを簡素にし、地方配付税の配分のため必要とする各地方団体の課税力や財政需要の測定にあつても、ひたすらこれが当該地方団体の財政運営の自主性を制約しないよう留意して参つた次第であります。これがた

め反面各地方団体間の財源調整は不徹底ならざるを得ない欠陥もまた有しておつたのであります。しかしここにまた国庫が個々の経費についてあるいは一定額を負担し、あるいは一定額を補助するといふ理由も見出されて、大

小数百種類に及ぶ補助金、負担金の生れて来たゆえんがあるものであり、これがしばしば地方団体の行政に無用な干渉を加へる動因となつて参つたのであります。

しかしながら地方団体をして事務を行わせる以上は、地方団体をして創意くふうを盡させる道をこそ選ぶべきであり、これを妨げる干渉の道は強く排除するよう努力されなければならぬ。しかして真に地方団体を強力ならしめ、自治運営を活発ならしめて参りますためには、すべて公共的な事務事業は、單に一方の利害にとどまるもののみならず、全国的な利害に連なり

ますもの、また原則としてすべてこれを地方団体の実施にゆだね、しかもその負担とその責任のもとに執行せしめて行くことこそ必要でありますし、これがためには、干渉の動因は排除しつつも、すべての地方団体を通過してこれらの事務事業を実施して行くための必要かつ最小限度の財源は、完全に確保して行けるだけの財政制度を打立てる必要が生じて来るのであります。

よつて政府におきましては、地方自治の確立を企図するシャープ使節團の勧告の趣旨にかんがみ、かつは今般地方財政制度の根本的改革を試みる機会に際し、個々の雑多な補助金、負担金を通じて行ふ自治干渉ないし中央支配の道は敢然これを排除し、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を尊重しつつ、従来の財政均衡化の方式に固執する変更を加へるとともに、課税力及び財政需要の測定方法を精緻周密ならしめることにより、総合的な地方財政調整の徹底を期し、別途行います

地方税制の改革と相まつて、すべての地方団体に對し、真に地方自治の本旨の実現に資するにふさわしい財源を供與することによつて、地方行政の計画的な運営を保障し、もつて地方団体の自主性を強化することを目的として、現行地方配付税制度を廃止し、新たに地方財政平衡交付金制度を創設することとしたのであります。これが本法案を提出いたしました理由であります。

以下、法案の内容の概略について申し上げますと、まず第一に、この交付金制度の地方財政均衡化の方式であり、これは一定の方法によつて、各地方団体ごとに測定した財政需要額



義務教育費の問題は、不可分の問題であると言われているのであります。が、仄聞するところによりますと、標準義務教育費の法案は、本国会には間に合わないというふうな承つておるのではありません。もしそういう場合には、いかなる方法によつてこれをカバーするか、まずその点を承りたい。

○小野(哲)政府委員 お答えを申し上げます。平衡交付金法と関係の深い標準義務教育費の確保に関する法律案の確保に關する法律案の取扱いにつきましては、その主務官庁である文部省がやつておりますので、この間の事情等について申し上げます。むしろ文部当局から御説明をいたす方が適當ではなからうか、かように存するのでございます。政府といたしましては、もちろんこの間の調整をとりまして、従来十分に検討は加えて参つておるのでございますが、以上の点につきましては、もし機会がございましたらば、文部当局からこの間、その後の取扱い等についてどうなるか、またどうする見通しがあるかというところをお聞き取り願います。幸いに思ふ次第でございます。

○平島政府委員 文部当局といたしましては、皆さんも御承知の通り、特別の法律措置をとりたかつたのであります。それはいろいろな点から、この国会に間に合わないことは、まことに遺憾であると思つておりますので、もしこれに間に合わないければ、次の臨時国会にでもこの法律を通していただきます。その完璧を期したいと思つておるのではありませんが、私どもとしては、この平衡交付金法だけでは標準義務教育費に對しまして十分で

あるとは考えておりません。

○岡(延)委員 これは自治庁にお伺いしたいのであります。標準義務教育費確保に關する法律で所期した単価が、はたして財政委員会で作成する教育の財政標準費に算定されることが確保されるか、これについて、その自信のほどを承りたい。

○萩田政府委員 平衡交付金法に、交付の際の基準にいたします基準財政需要は、先ほど提案理由の説明にもございましたように、各種の経費を全部合理的に算定いたしました。それによりまして、地方財政委員会規則をもちまして定めることとなります。目下合理的な数字を検討中でございますが、それに費やしても、義務教育費に要します経費が、今回地方財源が一般的に増加しましたので、それに応じますだけの財源を確保することができるようになると思つております。

○岡(延)委員 過去数十年にわたつて、義務教育費国庫負担法によつて確保されて來ましたところの教員教育費の保障を一挙に撤廃する結果になるのであります。教員給料不拂いや教員整理等の問題が、これがために起り、地方の教員に動搖を生ぜしめるがごときおそれはないかどうか、その点について伺いたい。

○小野(哲)政府委員 ただいまお話がございまして、もし教職員の給与等にございまして、いろいろ影響があることになりまして、まことに遺憾な次第でございまして、私どもは標準義務教育に費やしましては、きわめて重要であるというところを十分認識を持つております。また地方団体におきましても、おそれるその認識に欠けるとこ

ろはなからうと思つてございまして、その点につきまして、なほ今回の平衡交付金法に基きます運用にあたりましては、十分に戒慎をいたし、齟齬のないように努力したい、かように考えております。

○岡(延)委員 憲法第二十六條には、義務教育は無償と規定してあるにもかかわらず、市町村が教育に充つべき必要経費を他の費用に流用する結果、教育の経費がいよいよ父兄の寄付金等に依存するといふことが好ましか、この点に對してお伺いしたい。

○小野(哲)政府委員 御指摘のように、わが国の教育制度の画期的な改正に伴ひまして、あるいは制当あるいは強制的な寄付等の方法によりまして、寄付をとつたことは事実であろうと存じます。今地方税制度の改正に伴ひまして、地方団体に對しまして、相当適正な財源が付與されることと相なりまして、たゞいままでのわが国の地方制度の改革に伴ひます一つの欠陥として考えられておりました財源の不足等がある程度補ひ得ることになるのではなからうかというところを期待いたしております。従ひまして、この点につきましては、御心配のないよう、また寄付等につきましても、極力一般財源に諸般の経費を仰ぐという方向に向つて、政府としても努力を続け参りたい、かように考えておる次第でございます。

が、先ほど文部政務次官の言明された通り、どうも本国会においては成立不可能というふうな言われておるのであります。これはわれわれ文部行政の一端になり文部委員としては全員が強くこの法律のできることを望んでおるのであります。文部当局はこの次の臨時国会等はこの法律を出すというか、その決意を持つておられるかどうか、その点をもう一度承りたい。

○平島政府委員 ぜひ出したいと思つております。

○塚田委員 ただいまの問題に關連して、ちよつと尋ねておきたいのであります。この平衡交付金の第三條の第四項に、国は交付金の交付にあたりまして、この使途に制限をつけてはならないといふことをはつきり書いてあるのです。第三條の第四項の考え方と、標準義務教育費の確保に關する法律といふものの考え方と、政府はどういうように調和をとれるとお考えになつておられるのか、その点をはつきり聞かせていただきたい。

○萩田政府委員 平衡交付金の交付に條件をつけたり、使途を制限いたしたことは、地方自治の本旨をそこなうようなことは、一切国はいたさないといふことをはつきりしておるのでございまして、これに反しますような措置は、この平衡交付金法に言われております趣旨と矛盾するわけでございまして、特にはこの原則を破りまして、別の使途に對する制限を伴うような立法をいたしますことは、一般法と特別法の關係によりまして、可能であると考へております。

○三宅(則)委員 私は地方財政平衡交付金に對しまして、数点にわたつて質疑を行いたいと思つております。本法案によりまして、地方に新たに平衡交付金を相当出さなければならぬと思つておりますが、今の政府の考えでは、どのくらいの町村にお出しになるつもりでありますか。その内容がわかつておりましか、わかつておれば、一応最初に承りたい。

○萩田政府委員 平衡交付金の交付は、法案にございまして、基準財政需要額が基準財政収入額を超過いたします地方団体に對しましては、すべて交付されるわけでございまして、はたしてしからば、その基準財政需要の方々が、基準財政収入より少いような地方団体が、いまだ的確には計算はできておりませんが、今後種々検討いたしまして、規則等も出しましてきまるわけでありまして、現在の予想といたしましては、ごく少数の地方団体が交付金の交付を全然受けないで済むものがあると思つております。

○三宅(則)委員 今の萩田政府委員のお話によりまして、まだ基準ができていないけれども、これから法律ができまして、あの地方財政委員会ができるわけでありまして、私はこれは政府としても、一応の構想を練つてお出しになることが、一番便利だと思つております。その方まで調査が行き届かなかつたのでしうか。あるいはもう少し事務当局を奮励なさいますと、出しにやつたらよくなかつたかと思つております。これについてもう一応御説明を承りたいと思つております。第二の質問であります。測定をいたす



方の質問はなるべく御遠慮を願いたい  
ということをお願い申し上げます。

○秋田政府委員 市町村分につきましては、戸籍に要します人員を基準財政需要の中に入れます。公債費につきま

しては、道府県、市町村とも過去の災害及び戦争中の防空関係事業、こういうような消極的な事業に充てました公債費の元利償還費は、これも基準財政需要の中に入ることになっております。

○三宅(則)委員 それでは第十條の「交付金は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に對して交付する。」この第十條につきまして、毎年この基準を決定するにあたりましては、政府といたしましては、相当注意を促さなければならぬと思ひますが、地方のそしたものに對しては、委員会に全部御一任なさるおつもりでありますか。

○秋田政府委員 この基準財政需要額及び基準財政収入額の計算方法は、ここに書いてございまして、すべて客観的な資料を用ひまして、法律、または規則において定めます計算方法によりまして、機械的に算定いたしまして、地方団体の特別の考へが加わる余地はないようにしております。この算定方法につきましては、いまだ地方財政委員会の規則が出ておりませんので、ただいま申し上げかねるのであります。ただいま申し上げた上は、地方団体ににおきまして、それ／＼自分の受けるところの交付金の額が、みずから算定できるということになっております。

○三宅(則)委員 第十三條にあります、道府県または市町村ごとに補正係

数というものでやつておりますが、補正係数をやるということにつきましては、政府といたしましては、何か命令を出してやるつもりでありますか、自

主的にやらせるつもりでありますか、その辺を承りたい。

○秋田政府委員 これにつきましては、第十三條に書いてございまして、規則でもつて補正係数を定めます。○三宅(則)委員 規則でやると仰せになつていますが、人口、小学校の児童数とありますが、これは何か機械的に補

捉できるような委員会でお定めになるつもりか、それとも今原案にありますか、ちよつと参考になりたい。

○秋田政府委員 ただいま多少考へておるところもございまして、この点につきましては、なほ十分実態を研究しなければなりませんので、この法案成立後至急定めて、七月あるいは八月ぐらゐに算定が出来ますように規則を定めたいと思ひます。

○三宅(則)委員 今の政府の考へによりまして、大体こういう構想である。しかしこまかいことは委員会ができてからでなければわからないという

ようなことでもございまして、私は繰返し申し上げておきますが、なるべく大

体の構想を練つて、この線に沿うよう

に方針をおきめになつた方が便利であるし、また国民も納得しやすいと考

えておりますから、はなはだおこがましい次第であります。なるべくこう

いうことも一応の案をお示しなされて

いただきますようお願いいたします。

次にお尋ねいたしますが、第十四條にありますが手数料あるいは使用料、分

担金等、その他を除いたもの以外から

とる、こういうように基準いたしてお

るようになつておりますが、これらに

ついでに算定も、やはり何か機械的に

なさる御予定がございませうか、そ

れとも何か方法がありませうか、承

りたい。

○秋田政府委員 この点はこのにも書

いてございまして、二十五年年度は規則でございまして、これによりま

して単位費用をきめます場合に、こ

のような計算のもとにきめるというこ

とを示したのであります。個々の団

体につきましてこのような計算をする

必要はないのでございまして、つまりわ

かりやすく申しますと、基準財政需要

額と申しますのは、地方税収入総額の

千九百億の七割の額と一般平衡資金一

千五百億、合計二千三百億足らず、こ

れだけをもちまして基準財政需要の総

額になりますように、それ／＼の単位

をきめるのでございまして。

○三宅(則)委員 私はさらにもう数点

を質問させていただきますと思ひま

す。今度の改正によりまして、十七條

を中心としておられますが、「都道府

県知事は、規則で定めるところによ

り、当該都道府県の区域内における町

村に對し、交付すべき交付金の額の算

定及び交付に關する事務を取り扱わな

ければならない。」とありますが、こ

れは各町村の方は都道府県知事が命令

してやらせるのであります。それと

も都道府県知事に關係なく、町村長は

かつてにある程度自主的にこれをやる

のであります。その辺を承りたい。

○秋田政府委員 市町村が交付金を受

けます各資料につきましては、第五條

の規定によりまして市町村長から資料

を提出いたしますが、それを都道府県

知事が整理することになつておりま

す。その場合都道府県知事が地方財政

委員会の補佐をする意味においてその

資料に検討を加へ、もし間違ひがあればこ

が間違つておるといふ意見をつ

けて、地方財政委員会に出します。な

お意見をつけました場合には、市町村

長にもそのことを申し送りまして、も

しそれに市町村長が不服がある場合に

は、直接地方財政委員会に申し出るこ

とができるようにしてあります。市

町村長の自主権はあくまで尊重するよ

うにしてあります。

○三宅(則)委員 はなはだ事務的のこ

とになります。第十八條の点をちよ

つとお伺ひいたします。審査の請求が

できるというこの点であります。こ

これはまことにけつこうな案である

と思ひます。しかしやもすれば、一定

の期間を過ぎてもうつちやつて置く

いうことが過去にあつたのですが、こ

の法律によりまして、必ず三十日以内

に裁定をしなければならぬというこ

とになると思ひますが、多少延

期される場合がありませうか、それ

とも規定通りにできるのであります。よ

うか、その辺について承りたいと思

ひます。

○秋田政府委員 一応権利として提出

し得る期間は、法律通り三十日以内で

あります。しかし誤りがありましたこ

とにつきまして、いろいろな事情があ

ると思ひますので、そのような事情を

参酌いたしまして、第十九條によりま

して、地方財政委員会がみずから進ん

でこれを延長することは、いつでも可

能であります。

○中島委員長 まだ長いのですか。

○三宅(則)委員 もう一つばかりで終

ります。

○中島委員長 大蔵委員は大蔵委員の

立場からなるべく質疑を願ひたい。あ

なたのような質疑は、地方行政委員会

では始終やつたことでありまして、そ

うしてやつておりますと議事が進行

いたしませんから、どうぞ簡潔に願ひ

したいと思ひます。

○三宅(則)委員 私はこれに對しまし

て、もう少しお伺ひしたいと思ひ

ます。災害復旧は、今度は国家が弁償

するということになつておりますが、

地方の小さい災害については、ある程

度地方で負担しなければならぬと思

ひます。そういうときの金は、やはり

平衡交付金によつて出されますか、承

りたい。

○秋田政府委員 災害復旧に關しまし

ては、全額国庫負担を建前にいたして

おりますが、一応地方の負担になるも

のがございまして、そういうものにつ

きましては、一般的に一応測定単価の中

に入れてあります。しかしおそらく災

害のときは、一つの団体に特殊な事情

である場合が多いわけでありまして、

またそういう場合には大体地方債によ

りましてまかなわれると思ひます。従

いましてその災害に要します地方債

の償還費をこの測定單位の中に入れる

ことによりまして、将来におきまし

て、平衡交付金をもちまして緩和して

行くという考へであります。なお起債

にもならないような経費につきまして

は、附則にありますが、なほ特別交付金

をもちまして処置したいと思ひます。

○三宅(則)委員 大体において私の質

問いたしたいと思つた点は終つたので

ありますが、最後に、二点だけ追加

させていただきます。私はこの地方財政平衡交付金につきましては、国家も相当の責任があつて出すわけでありますが、一般論をいたしまして、なるべく地方財政平衡交付金を受けないようにならうにいたしたいというのがわれわれの気持であります。これに對しまして、算定ができておりませんからわからぬ、こう先ほどおつしやつたわけでありまして、さらに研究を続けられまして、なるべく財政のゆたかなる地方におきましては平衡交付金を受けないようにというのを基準に進められる用意があるかどうか、これを承りたい。

○小野(哲)政府委員 お答えいたします。先ほどこの法律案の内容について御説明申し上げました際にも触れておいたのでございますが、この平衡交付金制度の運用と地方自治の確立と申しますか、この間につきましては、十分に考へて行かなければならぬと存じます。従いまして、あまりにこの制度が強く働きますために、中央集権的な方向に進むということは、極力排除する必要がありますが、従いまして、具体的に、この法律の定めるところによりまして、各地方自治体の課税力であるとか、あるいは財政の状況等とにらみ合せて、この法律によつて定められました測定単位等を基礎として、もちろんさんさんとして参らなければならぬのでありまして、この運用につきましては、今後新たに設置いたされまゝ地方財政委員会におきまして、十分に慎重を期して行えるものと、私も期待をいたしておるような次第でございます。

○三宅(則)委員 本多國務大臣に一言

つけ加えて質問させていただきます。ただいま政務次官から御答弁を承つたのでありますが、私大蔵委員の一人として觀察いたしますところによりますと、大抵日本のうちにおいて、農村とかあるいは島であるとか、貧弱な町村におきましては、平衡交付金を受けなければならぬと思ひますが、余裕のある町村におきましては、ある程度までこういうものはなくともやれるのではないかと、この構想は持つておられるわけでありまして、大臣といたされましては、全国の町村と比例いたしまして、どのくらい出したら適當だろうと考へておられますか、それとも近き将来において大部分は出さないように落しめたい、こういうお氣持であるか、これについてひとつ承られれば幸ひであります。

○本多國務大臣 御承知の通り平衡交付金の算定方法は、今回提案いたしておりまする税法に基きまして、標準税率で算定することになっております。まだその財政力を勘案いたします税目にも、普遍的なものに限られておるものでございます。今の程度の税法をもつていたしますと、やはり大部分の地方団体は平衡交付金を受ける立場になるように考へられます。これはさらに税を地方に委譲して行きますと、平衡交付金の額が少なくて済むということになり、相當の地方団体は平衡交付金を受けないでやれるようにならうと考へられます。今後の自治制の方向といたしましては、やはりそういう方向で進むように推進すべきであると考えております。

○三宅(則)委員 今大臣のお話を承つたのでありますが、私も少し大蔵委

員としての希望を申し上げたいと思ひます。お説の通り各町村においては、今度税法が改正になりまして、この新しい税法の施行に相當動搖いたしておると考へております。これらの徹底を期しますには、まだ一年ぐらい先でなければ、地方税の徹底は期せられないと考へますから、二十五年度もしくは二十六年度におきましては、なお基礎調査をなすつた上においては、この平衡交付金の安定を期したい、かように考へております。政府といたされましては、この法律によりまして、相當の準備をもつて他の法の勘案をいたした上で、さらにこれの調査の上で改正するやうな氣持でお願いしますか、最後にひとつ承りたいと思ひます。

○本多國務大臣 地方団体の財政調整の今回の方向につきましては、どこまでも基準収入額、基準需要額を正確に捕捉することが前提でありまして、これが正確に捕捉されたいと思ひます。この制度によつて地方財政の調整はほとんど完璧に近いといつてよからうかと存じます。これがなか／＼正確なものを確実に捕捉するということは、むずかしいことと思つてございまして、けれども、できる限りたゞいま提案いたしております基準について、その調査をし、さらに今後引続きまして、いかなる項目をとらえて計算の基礎にするかというやうなことにつきまして、研究を続けて完璧をはかつて行くべきものであると考へております。

○松本(七)委員 私は文部委員の立場から、義務教育費に關係する点を二、三伺つておきたいと思ひます。

由の説明にもありますように、この法律によつて地方自治を確立しようという趣旨はよくわかるのであります。ただ御承知のように、わが国の教育制度といふものと、それからわが国の財政状態といふものの間に、現在では相當矛盾がある。憲法でも義務教育は無償とする保障されておる。しかしこの憲法の保障は、何もそれを国費で保障しなければならぬというわけではないのであります。地方の費用でこれが保障できれば、その形式はいかやうであらうとも、保障できればいいわけでありまして、それはかまわないのであります。ただ現在のわが国の実情からすれば、地方費でもつてこれを保障することは、とうてい不可能であります。これまでもういへば、地方費でもつてこれを保障することは、とうてい不可能であります。これまでもういへば、地方費でもつてこれを保障することは、とうてい不可能であります。

○本多國務大臣 たゞいまお話のありました御意見に對しましては、大抵同様の考へを持つておるのでございまして、但しこの平衡交付金の法律案の中にも示してあります通りに、地方の財政は自主的に運営させるということを原則としておりますので、たゞ義務教育費にいたしましては、これが政府によつて一方的に決定されるやうな、いわば地方団体の予算に対する審議権が拘束されてしまふやうな決定的なものであつてはならないと存じます。しかし義務教育費のごとき、まことに重要な費用でございまして、これに政府として一定の標準を示し、

の法律案と並行して考へられて、立案されておると思つております。もちろん自治庁としても、現在のような占領下の複雑な政情のもとにあつては、ただ地方の自治というやうな面、自治庁の管轄のことだけを考へていければいいというわけには行かない、やはり国全体の憲法の観点、あるいは極東委員会の指令その他の広い観点から考へて行かなければならぬと思つて、私はむしろこれと関連する重要な法律案が今国会に提出できなくなつたという以上は、やはりそれと密接不可分の關係にあるこの平衡交付金法案も、もう一度根本的に考へ直すくらいの態度で私はあつてもいいと思つて、しかし現在ですて出て来ているのですから、今後はたゞ地方自治の確立というにと、憲法の精神を生かして義務教育を保障するということと調和をとつて行く上について、本多國務大臣がどのような見解を持つておられるか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○本多國務大臣 たゞいまお話のありました御意見に對しましては、大抵同様の考へを持つておるのでございまして、但しこの平衡交付金の法律案の中にも示してあります通りに、地方の財政は自主的に運営させるということを原則としておりますので、たゞ義務教育費にいたしましては、これが政府によつて一方的に決定されるやうな、いわば地方団体の予算に対する審議権が拘束されてしまふやうな決定的なものであつてはならないと存じます。しかし義務教育費のごとき、まことに重要な費用でございまして、これに政府として一定の標準を示し、

そうしてそれとはなはだしく相違することやりました場合、ちようど今回設置されます地方財政委員会等が、文部大臣等の意見も聞きまして、調整を加えるというような方法によつて、地方財政の自主権も失わず、かつまた義務教育費の便途に対する国家の要請も達せられるというような方法で行きたいと考えておるのでございます。これにつきまして、法案を準備いたしまして提案いたすつもりで、ただいま司令部にその承認を申し出ていますのでございますが、まだ承認が得られない事情にあるのでございます。またこの平衡交付金は、そうした法律が伴わなければ実施のできないことになりはしないかというお話でありまして、この点につきましては、この平衡交付金法にも、それ／＼基準を示されておることでありまして、さらに所管大臣として自治法上の権限、あるいは地方財政法上の権限もございまして、それらによつて支障なく運営はできるものと考えておるのでございます。政府といたしましては、ただいま申し上げました通り、義務教育費等については、地方財政の運営を拘束するものではないけれども、地方財政委員会において調整される程度の権限のもとに標準を示すという程度のことには、妥当であると考えておるよう次第でございます。

○本多國務大臣 標準義務教育費法案として準備いたしておりますものにつきまして、この標準教育費を正確に確保するとかいうような性質のものでないのをごさいますて、大體財政事情の許す限りは、この程度のことはやるべきであるという標準を示す趣旨でございます。従つてそうした重要な義務教育費の算定にあたりましては、この精神を失わないように指導をしたとと考えております。

○松本(七)委員 先ほど本多國務大臣の御説明の中に、教育委員会を大いに活用してやるというお言葉があつたのですが、それに関係して教育委員会といたうものができた当時から問題になつておつたのは、教育委員会に財政的な裏づけがなければこの委員会は有名無実になるということが、一番心配されておつたのです。しかし今日まで教育委員会というものに財政的裏づけがない。ところで今日シャウブ勸告に基いて、地方財政の大改革が行われる。またこの法律案も出て来るというようないふ事になつて参りましたが、この機会に何らか委員会と地方自治体との関係について、改革をされる御意向がある

か。ことに財政的裏づけという面からこれを改革される御意向があるかといふことと、この法律が通つてこれを運営するにあつた委員会の関係、文部省あるいは地方自治庁、どちらでもけつこうですから御説明願ひたいと思ひます。

○萩田政府委員 教育委員会の財政関係の権限の問題でございますが、現在簡単に申し上げますれば、予算を特に要求する権利がある、しかもそれが知事市町村長の査定で通りませんときは、同じく議會に對しまして原案を出しまして歳出を求めるといふ關係になつておりますが、歳入についての責任を負つていない教育委員会に對しまして、これ以上の財政に關します権限を與えることは、適當でないと考えております。現在でも、すでに單なる歳出についての権限だけのために、非常に財政とマツチしないような御要求があらまされて、地方の財政運営上おもしろくない結果も出ておるのであります。しかしこれは教育の獨立性というやうなことから、今のところはこの程度でやむを得ないと思ひますが、これ以上強い歳出だけについての権限を與えることは適當でないと考えております。

○松本(七)委員 この問題はまた別の機会に譲ります。最後に一点お答え願ひたいのは、私が最初指摘しましたように、これは標準義務教育費法と兩方あわせて立案されて来たものであつたはずだと思ひますが、それを片方は提出見込みがなくなつて来たために、何か今まであつた義務教育費国庫負担法といふものと矛盾が起きて来るように思ひます。先ほどのお話ですと、教育費についても、他の費目と同じよう

なふうにこの一般平衡交付金でもつて足りないところを補うという結果になるのですが、義務教育国庫負担法といふものは、一体今後どうなるのか、何らかこれに対する規定が入つていないと思ひますが、いかがです

○萩田政府委員 義務教育費国庫負担法は、別途の標準義務教育費法によりまして廃止する予定にしておりますが、それができませんでしたら、別途の立法の措置を要すると思ひております。

○長野文部委員長 われ／＼教育問題について意を拂つておる者にとりましては、教員の俸給支拂ひに關する事務が氣持よく行われておるかといふことを、まず第一に問題としなければならぬと思ひます。しかるに、從來の実績から見ますと、教員俸給の不拂ひ、あるいは遅拂ひとか、またこれに伴う教員の質の低下といふことが、相當著しく現われまして、教育界を騒がせたのであります。その根本の原因は多々ありましようが、まず官業土木、衛生、警察といふやうに、その経費によりまして効果がはつきりわかるものについては、いわば優先的に経費が振り当てられますが、比較的目に見えにくい教育については、どうしても薄く意が拂われ、自然だいま申し上げたやうな欠陥を生じて来たと思ひます。そこでただいま政府当局のおつしやられるところでは、できる限りこの点に留意して、かかる欠陥のできないようにするといふことであつたのでございます。私どもは、ただいままでのさうな欠陥について、政府が十分なる数的御調査をな

されて、そうしてその数的調査の上において、確信あつて申されておることと存じますから、ただいままでにおける、さうな弊害によつて生じた教育費の欠陥及びPTA等から、それらの経費不足に対する寄付金といふものが、一体どのくらいになつておるか、これが全教育費の幾ばくにあつたのであるかといふことをここに御説明願ひまして、それに対する御所信を伺いたいと存じます。

○本多國務大臣 今日までの地方の教育行政につきましては、いろ／＼行き違ひを生じたことは、事實でございます。思ひますのでございまして、地方行政の中で、それ／＼地方団体といたしまして、教育の尊重すべきことは十分に認識されておることと存ずるのでございます。それにもかかわらず、大切な教職員の給料の不拂ひ等が生じたことは、おそろしくその財源の極端にきつうくつであつた点から生じておるものではないかと思ひます。ございまして、今回の税法によりまして、約四百億の財源は、もつぱら市町村に増強される次第でございまして、これによりまして、その財源が強化されることと、さらに政府から交付いたします平衡交付金によりまして、通常の状態の標準の程度の行政施設ならば、必ずできるという財源が確保されておるのでございまして、この改革によりまして、そうしたことも絶滅されるのであると考えておるのでございます。

○松本(七)委員 この標準義務教育費の確保の法律案が出れば、最初政府の考へておられたやうな方向に行くと思ひますが、かりにこれがどうしてだめな場合には、この一般平衡交付金法でもつて、ほかの費目と同じような扱いをされる場合には、先ほど岡委

員も指摘されましたように、地方の教育費といふものがなか／＼確保できない、今までの経験からその点が一番憂へられるわけですから、そこでできるだけ確保には努力をするが、今後義務教育費確保の法律案の提出に努力するのみで、当分の間それができるまでは、一般の費目と同一に扱ひ以外に道はない、こゝういふお考えか。それとも何らか標準義務教育費確保の法律案とは別に処置をとられる意図があるか、その点を伺ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 標準義務教育費法案として準備いたしておりますものにつきまして、この標準教育費を正確に確保するとかいうような性質のものでないのをごさいますて、大體財政事情の許す限りは、この程度のことはやるべきであるという標準を示す趣旨でございます。従つてそうした重要な義務教育費の算定にあたりましては、この精神を失わないように指導をしたとと考えております。

○松本(七)委員 先ほど本多國務大臣の御説明の中に、教育委員会を大いに活用してやるというお言葉があつたのですが、それに関係して教育委員会といたうものができた当時から問題になつておつたのは、教育委員会に財政的な裏づけがなければこの委員会は有名無実になるということが、一番心配されておつたのです。しかし今日まで教育委員会というものに財政的裏づけがない。ところで今日シャウブ勸告に基いて、地方財政の大改革が行われる。またこの法律案も出て来るというようないふ事になつて参りましたが、この機会に何らか委員会と地方自治体との関係について、改革をされる御意向がある

か。ことに財政的裏づけという面からこれを改革される御意向があるかといふことと、この法律が通つてこれを運営するにあつた委員会の関係、文部省あるいは地方自治庁、どちらでもけつこうですから御説明願ひたいと思ひます。

○萩田政府委員 義務教育費国庫負担法は、別途の標準義務教育費法によりまして廃止する予定にしておりますが、それができませんでしたら、別途の立法の措置を要すると思ひております。

○長野文部委員長 われ／＼教育問題について意を拂つておる者にとりましては、教員の俸給支拂ひに關する事務が氣持よく行われておるかといふことを、まず第一に問題としなければならぬと思ひます。しかるに、從來の実績から見ますと、教員俸給の不拂ひ、あるいは遅拂ひとか、またこれに伴う教員の質の低下といふことが、相當著しく現われまして、教育界を騒がせたのであります。その根本の原因は多々ありましようが、まず官業土木、衛生、警察といふやうに、その経費によりまして効果がはつきりわかるものについては、いわば優先的に経費が振り当てられますが、比較的目に見えにくい教育については、どうしても薄く意が拂われ、自然だいま申し上げたやうな欠陥を生じて来たと思ひます。そこでただいま政府当局のおつしやられるところでは、できる限りこの点に留意して、かかる欠陥のできないようにするといふことであつたのでございます。私どもは、ただいままでのさうな欠陥について、政府が十分なる数的御調査をな

上、やむを得ずそうした手段までとつていたものと思つてございすが、今回の四百億は、そういうものも勘案いたしまして、大体これだけ税金をとり、標準財政需要額に足りない面は、平衡交付金で補填する。そうしたならば、理事者が不当な運営をしない限り、標準の規模の運営はできるという財政計画が保障されておるのでございす。シャウブ博士の勧告によりまして、四百億くらい二十四年度も寄付金があるであろうというのを言つておられるのでございすが、これが今回の税制改革で三百億くらいは減少して、ほんとうの自由な意味の自発的な寄付金が百億くらい残るのではないかと、かように考えております。なお寄付金は政府が見積つたのではなく、シャウブ博士が見積つたものでございすけれども、政府のこれに対応する見積りにつきましては、政府委員から御説明申し上げたいと思ひます。

○秋田政府委員 たいだい三十三年度の実績を調査いたしておりますが、そのうち地方の財政に計上されております寄付金は、六十億くらいでございまして、そのうち四十億くらいが教育に當つておると思ひます。なおその経費も経常費ではございせん、大体が六・三制の建築のための寄付金が大部分だと考えております。そのほかには予算を通さないPTA等の経費でございすが、これも大体同額くらいあるのではないかと。この点につきましては、非常に調査がむずかしいものですが、的確な数字はございせんが、大体これと同額くらいあるものと考えております。

○長野文部委員長 文部当局にお伺ひ

したいと思ひますが、現在のPTAその他の外郭団体が、教育費に對しまして寄付するということは、一面から見ると、まことに美風のようなものであります。教育者が厳然たるその地位を自覺して、そうして外部の勢力に何らの抑圧を受けず、制限も受けず、その所信に邁進するにつかしましては、各種団体あるいは民間よりの寄付、その他の好意を受けるということは、好ましくあらざる結果になりはしないか。いかにこれは注意をしましても、勢い人情のいたすところ、また物質的勢力の圧迫を受けまして、どうしてもここに一つの弊害を生じて来はしないか、教育者の毅然たる態度を失ふことになりはしないか、万一その事実ありとしますならば、これは私、日本教育のために、ゆゆしい問題であると思ひます。單なる一片の文部大臣の指令、あるいは監督者の注意等によつてこれを防ぎ得るものでありましようか。この外部よりの寄付とそうして教育運営の本質の問題との關係について、簡単に率直なる御答弁をいただきたいと思ひます。

○平島政府委員 学校に寄付を受けるために、そのことで教職員の人たちが束縛を受けるようなことがありましては、重大なことであると存じます。しかしながら、今ここにその具体的な、どういふふうにあつたということは存じてはおりませんが、あるいはたくさん寄付してくる人の子弟である教員がひいきをするというふうなことは、たくさんの中でありまうから、あるいはあつたかもしれないが、今具体的にそのことを存じてはおりません。しかしながらそういうことが万一にもありたいとしますならば、教育上重大な

ことであると思ひます。しかしながら従来はどうしても国家財政の窮乏のために寄付を受けなければならなかつたことは、事実としてもそうしなければならなかつたのであります。しかしながらそれに伴う弊害は、どうしても矯正しなければならぬ、絶無にしなければならぬと存じますので、そのことにつきましては、十分注意をいたすつもりであります。

○本多國務大臣 たいだいまの御見解はまことにごもつとも存するのであります。今回そうした弊害も考慮されて税制が改革され、その財源が拡大されるわけでありまうから、この税法が成立いたしましたならば、真に自由な意味の寄付以外は、ことに割つて半強制的になるような寄付は、絶対になすべきものでないといふことを、各地方団体にも、さらに地方住民にも徹底するように通牒をし、その処置を講じたといふ考えております。

○長野文部委員長 これは實際問題であります。わが国の国土の位置の關係からいまして、年々暴風雨あるいは洪水等の災害があります。これはわれわれの予測し得ざる財政的負担を地方に與えておるのであります。最近におけるこれら災害復旧の問題が、地方財政の負担から大部分免れたといひました。あるいは産業上の減収となり、また各般の教育施設の破壊損失となりまして、はかり知れざる、また予測し得ざるどころの教育費がかさんで来るわけでありまう。これらのことは自然に地方財政に影響を及ぼします。すでにほとんど致命的な影響を受けておるところであるのであります。

○本多國務大臣 たび重なる災害等を受けました地方団体におきましては、災害復旧のための財政的な圧迫を受けることは、まづたその通りでございまして、そのために、ぜひとも必要な方面の経費まで削減せざるを得ない、そうしたところから行政に欠陥を生ずるというものは、まづた今までの実情であつたろうと存するのであります。しかし今回平衡交付金のほかに、災害復旧について国庫全額負担の方法も確立せられました。さらにまた今までの災害復旧のための地方債の元金及び利息の支拂いにつきましては、これを平衡交付金算定の基礎であります。これを入とそれとを比較して、足らない面は平衡交付金で補填することになつて参りますので、この点は従来に比較いたしまして、相当改善されるものと考えております。

○長野文部委員長 他の委員諸君から、それ〴〵御質疑があることとあります。私、私はこの辺でとどめたいと思ひますが、申すまでもなく標準教育費の確保といふことにつきましては、憲法の條章にも明らかにいたしておるところであるのみならず、極東委員会

指令第七十四号にいうところの、全国教育の妥當な水準を維持するといふ責任も伴つておる次第であります。本問題につきましては、政府当局としては過去の実績を基礎とせられまして、遺漏なき御処置を願ひます。ことに、こいねがわくはさらに一層徹底的な制度によりまして、この問題が真にわが日本の教育を、中央、地方を問わず運営されて行くようにせられたいという希望を申し上げて、私の質問を打切ることにいたします。

○水谷(昇)委員 平衡交付金と教育費との關係につきましては、同僚諸君からいろいろ質問がありまして、政府当局のだん〴〵の御説明によつて、ぼつと解したのであります。結論といたしまして、たいだいま本多國務大臣から、標準義務教育費に關する法案は、地方の自治権を拘束せずに、教育に關する費用の標準を示して、憲法の精神を失われないようにこれを生かすものである、この精神によつて平衡交付金を拘束する、あるいは制限するといふようなことをせずに、調整をはかるという御趣旨を御答弁になつたのであります。が、文部当局におきましては、標準義務教育費を提案することができない今日の状態でありまうから、近い将来においてぜひともこれを提案したい、そしてこれを確保したいという御精神であります。が、そういう場合には本多國務大臣におかれましても、相かわらずその御精神で御賛成になります。か、この点を確認したいと思ひます。から、ここに御意見を拜聴する次第であります。

○本多國務大臣 すでに閣議で決定い

たしまして、関係方面に提案いたして  
おりますのは、政府の方針でござい  
ますので、その趣旨に沿う限り、私も  
協力いたしたいと存じます。しかしこ  
の平衡交付金法また地方財政委員会  
の設置法等につきまして、関係方面  
の指令と申しましようか、そういうもの  
も出ておるのでございまして、それとの  
解釈につきましては、研究しなければ  
ならないと考えております。いづれに  
いたしまして、私は地方財政の自主  
性を失わせないで、大切な義務教育費  
が適当に支出されるようにという範囲  
内でありましたならば、関係方面から  
の、地方財政を自主的に運営せしめよ  
と言われる御趣旨にも反しない範囲に  
おいて考えることができるものと解釈  
いたしておる次第であります。

○中島委員長 内藤大蔵委員。

○内藤(友)委員 私はただ一点だけ本  
多さんにお尋ねしたいと思いま  
す。それは結論から申し上げますと、  
すでに本国会におきまして決議せら  
れ、実施いたしております予算の中  
に、この平衡交付金というものが千五  
十億と心得ておるのではありませんか、そ  
の千五十億というものとこの第三條に  
示しておるものとの関係であります。  
第三條の第一項には、不足する額を補  
填するために必要かつ十分な額をこの  
平衡交付金で出す、こう書いてありま  
す。そこで千五十億というものは、必  
要かつ十分な額であるかどうかとい  
うことをお尋ねしたい。

○本多國務大臣 必要かつ十分な不足  
額補填というのは、平衡交付金法の根  
本精神でございまして、これを目標と  
いたしておられますけれども、最後の  
平衡交付金の額を決定せられますのは

国会であります。でありますから、国  
家財政等の事情から、必ずしも十分な  
額と言えない場合があるかもしれない  
のでございまして。しかしそれはやはり  
国家の財政全般の見地から、やむを得  
ないことと存するのであります。そ  
うした場合に、その不足額に比例し  
て、決定された予算を按分するという  
ことになっておるのでございまして。一  
にその不足額を十分補填するだけ決定  
していただければ、ただだけないか  
は、そのときの財政状態から見られた  
国会の御意見によつて決することにな  
つておるのでございまして。

○内藤(友)委員 そういたしますと、  
第三條に書いてあります「必要且つ  
充分な額」という言葉は、單なる形容  
詞なのであるか、それを伺いたいと思  
います。

○本多國務大臣 形容詞と言へば、確  
かに形容詞であります。必要且つ  
充分な」というこれは地方財政委員会  
法とあわせごらんいただきますと、平  
衡交付金法が地方財政委員会におき  
まして、必要かつ十分な額を算定いた  
しまして、それを予算に計上するよう  
に政府に要求するのでございまして。も  
し政府がその要求に応じられない、減  
額した額を予算に計上いたしました場  
合は、その額を国会に勧告するのであ  
りますから、国会でそれを必要かつ十  
分な額という判定があつた場合には、  
地方財政委員会の意見通り計上される  
のであります。また政府が減額して  
いるものをもつて、必要かつ十分な額  
とお考えになりました場合は、政府の  
原案を御決定になるでございまして。  
これはどちらでも、どこまでも平衡交付  
金の精神は必要かつ十分な額を補填を

するところにあるのでございまして。

○内藤(友)委員 それでは私水かけ論  
はやめたいと思つておりますが、今  
実施されております千五十億という  
ものが、必要かつ十分な額でない場合  
には、政府はさらに――いつかは臨時  
国会が開かれると思つておりますが、  
そのときにそれを出しなさるの  
であるか、それを伺いたい。

○本多國務大臣 これは平衡交付金が  
ただいま申し上げました収入額と支出  
額の不足を補う。それを本年の中央地  
方の財政計画を立てましたときに、ま  
づ大体千五十億ならばその補填に見合  
うものであらうということ、財政計  
画を立てておるのでございまして、こ  
れを国会で御承認願つたのであります  
が、ただいまのところは、大体これ  
で間に合つてはどうかと考えており  
ます。しかし何らか急激な事情の變化  
等がそこにあつた場合には、お話  
のようなこともないとは言えないと存  
じます。

○内藤(友)委員 それではひとつ資料  
をお出し願ひたいのでありますが、千  
五十億というものをきめになつたと  
あるというのを裏づけるような資料  
を出していただきたい。そうしませ  
んと、どうしても私は承知できません  
。もしこれが足りない場合は、政府  
は遠慮なく予算をまた要求するのだと  
おつしやるならば、一向さしつかえ  
ございせんが、しかしそれをしないの  
だということになりますと、千五十億  
というものが必要かつ十分な額である  
かどうかというところは、何かお持ちの  
資料を調べなければ納得が行かないと  
思つてございまして。

○本多國務大臣 これは予算御審議の  
際にも、地方財政の資料は提出して御  
審議をお願いいたしたのでござい  
ます。千五十億ならば地方の財政計画が  
立つように歳入歳出の財政計画とい  
うものを示しておるのでござい  
ますから、それを実施してみ、特に不足  
がはなはだしい、そのはなはだしい不  
足をもつては、運営が困難である  
と思われような事情がはつきりいた  
しました場合には、これはもちろん他  
の追加予算等の方法をとらなければな  
りませんけれども、ただいまのところ  
では当初の財政計画通り大なる違いは  
なからうと考えております。それは一  
錢一厘不足する場合も満たすのかとい  
うことを言われまして、その場合には  
やはり形容詞と考えていただくほかは  
ないのであります。社会通念で、こ  
れほどの違いがあつたのでは十分とは  
言えないではないかということになり  
ますと、これは社会通念で判断してい  
ただくほかはないのであります。

○内藤(友)委員 私はそういう非常識  
なことを申し上げるのではありません  
。とにかく、もし法律語として十分  
な額というのがある場合に、この十分  
な額というのを私は社会通念で考えた  
いので、実はこれが形容詞であるかど  
うかというところをお尋ねしたのでござ  
います。政府が、非常に不足した場  
合、追加を出すというお話のように私  
は承知いたしましたから、私の質問は  
これで終ります。

○渡部委員 日本の教育、科学、文化  
というものが、非常に破壊されておる  
というところは、だれも知つておる通り  
であります。教育の面では、施設に  
おいても、教員の給料においても、ま

た兒童の生活面や教育水準の面にお  
いても、こういう破壊の面が非常に強  
現われて来ておる。従つて、これに対  
して社会的な関心と社会的な構想とい  
うものは、非常に強くなつて来ておる  
わけでありまして。こういうときに、教  
育費に關連して非常に重大な問題が今  
起きておるわけでありまして、このよ  
うな状態のもとで、教育費というもの  
をほんとうに確保されるためには、教  
育費が他のものによつて犠牲にされな  
いような、確かな基準が定められなけ  
ればなりません。つまりいわけば總算  
額のうちの教育費という部分が、どれ  
だけのパーセントを與えられなければ  
ならぬか。そういうふうなことを見な  
かつたならば、教育、科学、文化とい  
うような費目はだん／＼削られて行く  
傾向が、現実の姿になつて行つて  
おります。今度の法案の内容を見  
ますと、第一に基準財政収入額と基準  
財政需要額との間の差額が問題になる  
わけでありまして。本年はこの法案に示  
されておるような形で平衡交付金が計  
算されておるのではなしに、千五十億  
という金額で出されておるわけであ  
ります。この千五十億という金額は、従来  
の地方に対する負担とどういふような  
關係になつておるのか、たとえば二十  
四年度よりどういふふうに増額されて  
おるのかということをお聞きいた  
します。

○秋田政府委員 昨年度の地方の予算  
総額が、大体四千億少し越えるくらい  
と考えておりますが、これは一般的に  
財源の不足がありますので、四千八百  
億、そして国庫の支出金、使用料、  
手数料等を考慮いたしまして、地方  
税において千九百億、平衡交付金にお

きまして千五十億、これだけをもちまして四千八百億の財政がやつて行けるという計算のもとにいたしております。

○渡部委員 こういうような平衡交付金によつて計算されないで、金額によつて計算されているというところの中から、地方財政の運用が千五十億というもののうちから算出されることに当然なるわけだと思つております。従つて、実際の地方財政の需要額と収入額との差額千五百億円との間に矛盾が出て来る。この矛盾というのは、ことに現在税金が拂えないように高額に上つておる、従つて税金というものが予定通りに入つて来ないことである。現在非常な強引な方法で、しかも乱暴な法律までつくつてこれを取り立てておるわけでありますが、しかし実際上それだけの予定税収がない。そういうことになりまして、ここにあたかも課税と同じような形での強制寄付が行われざるを得ない。このことは先ほどから各委員によつても問題になりましたが、この強制寄付を地方当局あるいは文部当局の方では、従来どういうふうな処理して来られたか、この点をひとつ伺います。

○秋田政府委員 寄付につきましては、たび／＼申し上げました通り、元来好ましくないものでございますから、真に自発的なものならともかくといたしまして、一般的に制約的な寄付金をしてはいけないということを、地方に對してはたび／＼申し上げておつたのであります。遺憾ながら、地方財政の基礎が固まりませんので、そのような例が多かつたのであります。しかし今回の地方税制の改正によりま

して、相当の増収が見込まれますし、またこの平衡交付金の運用によりまして、完全なる財政調整が出来ますれば、寄付金の額は当然少くなるものと考えますし、またそうしなければならぬので、それにつきましても、地方団体に對しては、強く注意を喚起したいと思つております。

○平島政府委員 元來寄付の性質上、これは強制すべきものではないのであります。従来は、強制すべきでないものを、しつこく頼んで寄付をしてもらつてゐるような状態にあつたことは、事実であると思つてゐるので、平衡交付金法なり、その他政府の提出しようとした標準義務教育費法案等によりまして、これを絶無にしたいと思つておつた次第であります。寄付をとることによつて、先ほどから長野委員長からも御質問があつたような弊害のあることも憂へられるのでありますから、そういうことのないようにしたいと思つてゐます。

○渡部委員 ところが地方によりましては、條例を以て、税金と同じ形で強制執行までして、六・三制の建設費のようなものをつとめている事実が報告されてゐるのであるが、その報告されたことに對して、当局としてはどんな処置を具體的にとられたのか。今後ともそういうことのある持たなければならぬので、その点を明確に御答へ願ひます。

○秋田政府委員 條例をもちまして寄付金を強制するということは、法律上不可能でございます。従ひまして、そういうことはないと申します。ただ現在の市町村民税につきまして、標準率

の超過課税を、そのような学校の建築等のために、相当高額にとつてゐるところがございまして、これにつきましても、こちらで審査いたしましたので、その適、不適によつて許可をいたします。

○渡部委員 法令上不可能だからないという考え方は、單純な三段論法であつて、現実にはそういうことが行われてゐる。これは埼玉県だけでも、三、四の町村ではこれを行つておるのであつて、そのために農村の人たちは非常な困難を來してゐる。だからそのようなお座りの論法ではなしに、行われてゐることに対して、どういう処置をとるかということを開いてゐるわけですか。

○秋田政府委員 寄付金につきましても、條例をもつていかなることを規定いたしましたけれども、これに強制力を持たすことは、現在の法律上不可能でございます。従ひまして、われ／＼はないと考えておりますが、現実にはありといたしますれば、おそらくこれは條例というふうなもの、あるいは強制的な手段を伴うものではなくて、ただ町村会等におきまして、寄付金を集める目標等を何か箇條書に書いたようなものがあるのじやないかと考えております。

○渡部委員 次に文部当局にお尋ねしたいのですが、今言つたように、地方財政における實際の需要額と収入額との矛盾の結果、地方財政において最も大きな比重を占めます教育費の上にも、この矛盾が集中されて来るわけですから、しかも教育費の中で、大きな比重を占めてゐる教員給料というものが、さらに問題になつて来るわけですか。

つて文部当局は、全国の教員たちのあらゆる反対運動を抑えながら、定員定額制というものを強引に実現しました。私たち當時文部委員として、この定員定額制というものが、日本の教育の現実のあり方に沿わないばかりでなく、教員的首切りを行うものであるという事実の上に立つて、極力反対をいたしました。これは遂に不幸にして国会を通過したのであります。ところが最近になつて文部当局では、どういふ理由かはわかりませんが、定員定額制を廃止してもいいという意向を持つておられると聞いておりますが、その点はどうか。

○平島政府委員 お答えいたします。この平衡交付金法が出来ますので、従つて定員定額制を廃止しなければならぬことになつたのであります。

○渡部委員 ところで、今も申し上げましたように、實際の収入額と需要額との間に差額が起きて、教育費が低減される可能性の出て来るという場合、あるいは平衡交付金の中に教育費が包括されることになりまして、先ほど他の委員から話がありましたように、災害その他のことによつて、いつ教育費が流用されてしまふかわからぬような状態が起きないとも限らぬ。定員定額制を文部省が廃止するということは、非常にいいことだと思ふのだ

が、そういうことさえも事實上不可能になつて来る。實際の問題として、定員定額制以上の困難な事態が実現するのではないかと思ふが、こういう点についての見通しはどうか。

○平島政府委員 そのことにつきましては、ほかの委員の方からも御質問がございましたが、教員の給料不拂いとい

うようなことになると、教育上重大なことになるので、政府といたしまして、この平衡交付金と並行いたしまして、標準義務教育費に関する法律案を提出する考えになりました。すでに閣議まで決定いたしましたのであります。したが、いろいろ事情によりまして、今日までこれを提出できないような状態になつておりますことは、先刻申し上げましたように、まことに遺憾であると思つております。それでもこれが提出できないような場合におきましても、そういうことのないように、この平衡交付金法の運用によつて万全を期したいと思つております。

○渡部委員 その運用によつて万全の方法を講ぜられることは、はなはだけつこうであります。實際上の問題として、講じ得られない場合がしばしば起きて来る。たとへば文部当局も、また本国会も、教育費を増額することをあくまで要求したにもかかわらず、現に要求の少しの部分しか実現できないというふうなことがあるわけでありまして、今後においても、そのようなことがないとは保証されないもので、これに對しては何か具體的に法制的な手が打たなければならないのじやないか。具體的に打つ手を現に考えておられるのかどうか、この点をお聞きしたい。

○平島政府委員 それを具體的な手を打つべく標準義務教育費法案というものを考えたのであります。それが先ほど申し上げましたような事情によつて、今日まで提出ができません。これは、まことに遺憾であると思つておる

のであります。

○渡部委員 できない場合にどうする

のですか、そこが問題です。

○平島政府委員 できない場合には、この平衡交付金法によってやる以外に方法がないのであります。

○渡部委員 そこでこの平衡交付金の法案の第十二條であります、この第十二條の経費の種類のうち、教育費の総額はどうかしておりますか。

○萩田政府委員 この総額を出しますのは、第十四條の単位あたり費用というものをきめなければなりません、いまだこの点につきましても、十分な検討をいたしてありませんので、はつきりした数字を申し上げることは、遺憾ながらできない状態にございます。

○渡部委員 法案を出し、これを実施しようとしておりながら、この教育費の総額さえも決定しないというような状態は、実に不当なる怠慢であると思われ、私たちは考えなければならぬ、それが一応できていないというのであるなら聞きする方法はありませんが、たとえば小学校とか、中学校とか、高等学校とかにおける単価のことは大体検討いたしておるわけですか。

○萩田政府委員 大体の見当につきましては、すでに資料でお配りしてございますように、教育費の基準財政需要額は八百億少し越えるものだと考えております。その中に義務教育費も含まれております。

○渡部委員 この教育費や、その他の費目について見ましても、たとえば市町村におきましては、警察費が教育費以上になつておるといふ事は、教育に対する侮蔑であると思ふ。そういうことがあるから、私たちは教育費の基準というものを比率的に明白に出しておく必要があるのではないか。これだ

けは日本の教育のために確保されなければならぬというパーセンテージをはつきり出されて、これが実施されるといふ方法でなくては、実際上ますます困難になつて来る日本の経済状態のもので、教育費の正しい形での確保ということは不可能だと思ふのです。しかしその点はしやうがありません、はつきり計算さえもできていないというやうな状態でありまして、一応別としますが、こういう単価の決定の場合に、これをなせ規則できめるといふやうな簡単な方法をとられるのか。われわれとしましては、さつきから強調しましたように比率さえもはつきり総額の中できめられて教育が守られなければならぬというやうな場合に、規則できめるといふやうな軽々しい取扱いはされることになりまして、この規則のきめ方いかんによつて、また規則を取扱う場合のやり方によつて、実際上これは政府のかつてなやり方ができることになり、ことに官僚のかつてなやり方ができることになるのではないかと、そういうことは文部官僚だけならば教育のことに真剣になるかもしれないが、しかし地方自治その他においてそれがなされるやうなことができて来ると、これはやはり、教育に対する非常に破壊的な結果を招来するやうなものがひそんでおるのではないかと、この点をおそれるわけですが、その点はどのやうな点ですか。

○萩田政府委員 その点はおつしやいます通りでございます、この単位あたり費用は、法律を用ひましてもきめたいと思ひます。しかしながら、本年度におきましては、施行早々でございますし、細目的な検討が済んでおりません

ので、本年度限り規則に譲ることになつたのであります。この点は法律に明記してございしますが、その規則も今おつしやいましたように、単に官僚がつくるのではなくて、地方財政委員会という、最も地方自治に直結いたします委員がこれを最終的に決定するのでございします。

○本多國務大臣 地方財政委員会が最終的に決定することになつておりますが、教育関係のその単位単価につきましても、文部省の意見を徴しましてやることになつております。

○渡部委員 文部当局の方としては、こういうやうなやり方に賛成であるのか、あるいはやはりきちんとパーセンテージを設けて、それについては文部省が責任を負つて、日本の教育の発展のための経費を確立するという腹を持つておられるのか、どういふやうにお考えですか。

○平島政府委員 文部省といたしましては、特別法をきたしたかつてのことであります。それは文部省としてばかりではありません、政府としてもその方針であつたのであります、先ほど申し上げましたやうな事情で、まだ出て来ませんので、この法律に従ふよりほかの方法はないのであります。

○渡部委員 この規則できめるといふことですか。

○平島政府委員 それでよろしいと考へます。

○渡部委員 一応質問としてはここで打ち切つておきます。

○田中(總)委員 他の委員諸君から質問が出たかと思ふのであります、少しお伺いをしたいと思います。総額千五百億といふことにきめられておる間

係から、千五百億といふ数字をはじき出す意味から見て、すでに相当細密な配分計画もできておることと考へるのではありませんが、まず順序といたしまして、この千五百億が都道府県と市町村とにわけて交付されることになると思ふのですが、その都道府県と市町村の配分についてはどういふことになつておりますか。

○本多國務大臣 都道府県、市町村に配分されるわけでございますが、それを都道府県と市町村の分と二つにわけて考えることができるかという御質問であります、それ、いづれも独立の団体として都道府県、市町村といふことで財政需要額と財政基準収入額を出しまして、一律にやるのでございします。すなわち府県も一つの地方団体として市町村と同一計算をいたします。

○田中(總)委員 私のお伺ひしておるのは、それは都道府県も市町村も、それぞれ独立の自治体として配分を受けるのであります、大体千五百億の内訳が都道府県の方へ参るのが幾らで、市町村の方へ行くのが幾らになつておるか、千五百億四という数字をはじき出した以上、その部分が最終的には地方財政委員会基準財政需要額その他との関係から割り出されて来る一応の目安はあると思ふのであります。それはいかになつておりますか。

○本多國務大臣 具体的な各市町村ごとの交付金の額については、まだこれはできておりませんが、財政計画上から見た場合の区別は大体立つております。六割くらいが県、四割くらいが市町村、かように考へております。

○田中(總)委員 まだきわめて漠然として

しているのではありませんが、都道府県は大体千五百億のうちで六割が交付される。そういたしますと、たとえば都道府県は土木費、教育費、厚生労働費、産業経済費、職業復興費、その他の行政費、公債費というように七つに分かれて交付されることになるのであります、大体土木費の部分には、どのくらい予定されておるのですか。各費目別に、六割のうち、さらに土木費、教育費をいふやうな費目別にどういふやうに配分される予定ですか。

○萩田政府委員 地方行政委員会には資料としてお配りしてあるはずであります、あるいは大蔵委員会には出ていないかと思ひます。この千五百億の平衡交付金がどう配分されるかといふことは、関連しておるのでございまして、あくまで基準財政需要額で、それの費目によつてだけを見るかといふ問題になつております。その場合土木費には大体府県市町村を通じまして二百五十億くらいを予定してございします。

○田中(總)委員 教育費はどういふことになつておりますか。先ほど八百億といふのは都道府県市町村を合せたもの、たとえば都道府県の教育費の關係、市町村の教育費の關係はどういふやうになつておりますか。

○萩田政府委員 八百億のうち六百億足らずが府県、二百億余りが市町村でございします。

○田中(總)委員 どうも漠然たる数字でわれ／＼大蔵委員会の方にはまだ地方自治の方からの資料が出ておらないのであります、これは本日で連合審査が終るやうでありますけれども、われわれの手元へ届けたいだきたいと突

は要望しておきたいと思うのであります。ことに市町村の關係で見ても参ります。この測定單位の問題でございまして、たとえば土木費の中で、港費といふようなものが出ております。これは港費における船舶の出入トン数、これといふことに相なつておるのであります。この点は測定單位として適當かどうかといふことは非常に問題があるかと思ふのであります。その点については、現在のような外国貿易その他の關係から見ても、つばな港費設備がありまして、また将来の産業の発展の見地から見ても、相当港費をかけるなければならぬといふ場合に、その測定單位が出入の船舶の総トン数といふことになつて参りますと、これは港費に対する港費を含めたところの財政需要に対して、収入をオーバーする部分を交付するという場合に、現実に港費の方にはたして有効に向けるだけの額が交付されるかどうかといふことを、われ／＼多大の疑問を持つのであります。測定單位を船舶の出入トン数といふものに押えられた根拠は、どういふところにあるのですか。

○秋田政府委員 この測定單位につきましても、なるべく経費の實情を捕捉し得るものを伺いたいといふことが一つの考え。もう一つは、簡明なものを使いたい。あまり複雑なものではかえつて計算の途中におきまして作爲が加わるといふようなことがございまして、客観的に見まして最も簡明なものを使いたい、こういう考えであります。従いまして、その両者から考えまして、港費につきましても、出入トン数が最も妥當だろうと考えたのでございます。おつしやいます通り、非常に

港費費の標準財政費といふものを測定いたしました基準はむずかしいのでございまして、これが絶対に適當だとも考へておりませんが、さしあたりこれにつきましても、将来なお研究を続けたいと考えております。

○中島委員長 田中君がまだ質疑はあなたの同志の門司君がずいぶんこまかく質疑をしております。ですから、なるべく要点を願ひたいのです。門司君は大部分こまかく今の通りの御質疑になつております。

○田中(鐵)委員 できるだけ重複を避けたいと思ひますけれども、実は私の方にはまだ十分資料も参つておりませんので、重複する点は、場合によれば委員長から御注意くださつてもけっこうだと思ひますが、あと二、三点です。

次に、これは多くの委員から質問が出てゐると思ひますが、私もやはりこの法律の實施に必要な部分を、地方財政委員会規則にゆだねたといふ点については、どうしても理解できない点があるのであります。暫定措置の法案も出て、衆議院はすでに通過してあることではございますが、大体地方財政委員会は、これはまだ委員会法が別途審議中でありまして出ませんけれども、規則として予定されておるものがあるだろうと思ふのですが、これは大体どういふような構想になつてゐるのではありませんか。本来ならば、私は相當詳細な点を平衡交付金の法案の中に盛り込むべきではないかと思ふのであります。大体重要な部分はほとんど規則によつておるのではありませんか。その規則の大体の構想といふものをお聞かせ願ひたい。もしこれが一応

の素案でありますならば、むしろわれわれ本案の審議の關係から見ても、當然われ／＼資料としていただくべきが本筋ではないかと思ふのですが、その点はこの規則に盛り込んでおる大体の構想でも、あらすじでもお聞かせ願ひたいと思ひます。

○秋田政府委員 先ほど申しましたように、規則に残つております最も重要な点は、第十四條の單位費用でございますが、これにつきましてもはなおこの測定單位の數値が全部幾らになるかといふようなことも、相當これから研究しなければならぬので、單位そのものはまだ出ておらぬのでござい

ます。しかしながら先ほど申しましたように、財政額、経費ごとの基準財政需要額は見当をつけておられますので、今資料をとり寄せておられますから、お配りしたいと思ひます。そのほかの規則は、大体この法律に書いてありますところの計算方法程度でございまして、その本質的なものはないと考えております。

○田中(鐵)委員 その点はひとつ規則の大体の原案もできておるでしょう。われ／＼に資料としてお配りを願ひたいと思ひます。

次にお伺いをしたい点は、これは標準義務教育費に關する部分であります。先般も運営委員会において、本多國務大臣から大体の見通しを承つたのであります。しかしわれ／＼本法案と並行いたしました、国会に提出されることを期待いたしておつたのであります。先ほど来の各委員と政府側との質疑応答を承つておられますと、この国会には間に合わないといふことが決定的なようでございます。どの点

が一番ペンディングになつて、この会期に間に合はなかつたのか。それからこれは本国会に間に合わない關係から、平衡交付金の運用によつてその面を確保して行きたいといふことであるが、大体どういふような運用で、標準義務教育費に盛るべきものをやつて行こうとされてゐるのか、その辺の御構想のあらすじだけでも承りたと思ひます。

○本多國務大臣 これは標準義務教育費法を、政府といたしましては案を決定いたして、承認を求めておるのであります。承認が得られないために、今日まで提案できないのであります。その折衝の内容につきまして、詳細なことを申し上げることは、かえつてあやまちを犯したり、誤解を起すおそれがあると思ひますけれども、私が感じ

ております程度で申し上げますれば、政府はこの地方財政に対する地方団体の自主的な運営を拘束するやうなことは、一切なすべきものではない、制度をそういうやうな精神で改正すべきでないといふ指示を受けております。その精神と、標準義務教育費の案として出してありますものは、大体の標準を示すもので、最後の地方団体を拘束するものではないとわれ／＼は考へておりますけれども、そうした点についての司令部方面の研究が結論に達しないのではないかと考へております。さらにもう一つは、聞くところによりまして、児童一人当りの教育費の單価についての研究が、やはり結論に達しないもののように聞いておるのでござい

ます。それからそういうものが成立しない場合に、この教育費等の支出について、地方をいかにして指導するか、

または財政需要額のその測定單位當りの單価等の計算について、どういふやうに地方の教育費を尊重して行くかといふことにつきましても、これは文部當局から意見を徴して、なおこれらの測定單位の單価をきめるときにも關係機關の意見を求めることが出来るやうになつておりますので、十分連絡をとつて善処して行くように指導したいと思ひます。

○田中(鐵)委員 その標準義務教育費に關する法案のペンディングになつておる点の事情は、ただいまの本多さんの御答弁で大体推察はできるのであります。その第一の理由になつておる地方団体の自主的な運営を拘束するやうなことをやつてはならぬ、こういう点が最も問題点だといひますならば、私は大体地方財政平衡交付金というやうな、この制度そのものが、これはやはり地方財政の地方自治団体の自主的な運営の上に拘束にならないかどうかといふことが、根本的な問題だと思ひます。しかし現実の地方財政の現状から申しますならば、やはり平衡交付金というやうな制度によつて、これはその意味において私は中央集權的な傾向を持つて来ると考へる。しかしそれでも今の地方財政の現状においてはやむを得ないと思ひます。従つてわれ／＼はむしろ現在の地方財政といふものを確立する財政的な需要の面から申しますならば、千五百億ではいかぬ、もつとこれは、たとえば現在問題になつておる地方税の關係から見ても、この面において、もつと補ひをつけるべきであるといふわれ／＼は意見を持つておる。同時にそれをカバーする面から申しますれば、地方団体に對する集權的

な中央官庁の強力な力が及ぶことをいかに調整する点から見て、やはり地方財政委員会の民主化という條件を、われわれはその関係からつけなければならぬ、かように考えておられるが、どうもその点が標準義務教育費に關する法案の取扱いの一つの問題になつておるとすれば、これは実は矛盾した話だと思ふのであります。たしか標準義務教育費の面におきましては、教育委員会とか、あるいは教員組合等の意向と、都道府県並びに市町村の行政に當つておる理事者との間に、意見の対立があることも、われわれ理解しておるわけでございまして、けれども、その点は最近における予算の面全体における教育費のウェイトというものが、平和国家になつてから一戦争中のような、ああいう生産的な需要が非常に多い時期ならやむを得ないとしても、今日の段階において、教育費のウェイトがきわめて低いという点から見まして、特に地方財政の見地からいって、この点についての——これはもちろん標準を示されるにすぎないという本多國務大臣の答弁は、きわめて政治的なものと了解するのでありますけれども、私の法律が同時に出来ないうといふことは、きわめて遺憾に存するものであります。ことにいろいろ誤解もあつていけないというところございまして、たとえば地方税法案の審議にあたりまして、われわれが、これは国会の例として、與野黨を問はず申し上げたいことは、関係方面からいろいろのサセクションなり、あるいは指示なりによつて、政府は相當GHQとの間においては、的確な文書その他によつての資料等も手に入

られておると思ふのであります。従つて私は、できるならば標準義務教育費に關する法案の問題につきましても、現在向うから政府側に指示されておる案、また政府側から向うに今検討してもらつておる案、これを資料として国会に提出してもらつた方がむしろいいのではないかと、その過程において、やはり政府と国会とは、それ／＼独自の立場にあるわけですから国会は国会として、そういう生の資料に基いて、国会の意見をもつて、国会の審議の自主性というものを認めてもらつておる段階から申し上げます、こういうふうな会期が切迫して来ておる段階においては、非常にその点においても制約を受けることは事実でございまして、われわれ／＼は国会として、関係方面との折衝に當るということによつて、そのしるべき法案の成立を促進することでもできると思ふのであります。現在ペンディングになつておる義務教育費に關する法案につきましても、政府は従来のいわゆる秘密主義の点から、国会に出すと、はちの集をつつたようにになりはしないかという心配から、出さないのではないかと思ふのですが、むしろ今日の段階においては、私はそれはあべこべだと思ふ、出していただくかと思ふ。この法律案の連合審査会は、今日で終るわけでありまして、そういうものを国会の方へ提出される御意思はありますか伺つておきたい。

○本國國務大臣 標準義務教育費法案に關しましては、私の申し上げましたような点にあると思つております。もちろん文部當局からの意見も聞いておりますが、それ以外特別な、こういう点が了解が得られないというところは聞いておりません。大体これは文部省が折衝いたしておりますので、その内容の詳細はわかりませんが、そういう程度に承つております。それでは今後この司令部との折衝の各段階における事情等を資料等で、秘密を要することは別として、お知らせして、審議促進の便に供したらどうかという意見につきましては、これは今後研究をいたしたいと存じます。さしつかえない範圍内においてお知らせすることはいいことと存じておりますので、十分研究したいと思ひます。

○田中（總）委員 これはこの法案とも直接關連を持つて来るのであります。が、伺いますと二十四年度の配付税が三十数億残つておるやに聞いておるのとの關係においてどう処置せられるか。われ／＼は昨年度において、配付税の問題につきましても、政府は他の予算的需要の關係から見て、実は法律を守つておらぬ、しかもそれで三十数億というものを残しておいて、それぞれ地方団体に還元しないということではけしからぬことだと思ふ。これはどういうふうに処置されるつもりでありますか、伺つておきたい。

○萩田政府委員 まことにごもつともなお尋ねでございまして、二十三年度におきまして相當の配付税の決算上の額が残るわけでございます。この額は前の配付税法によりまして、翌々年度つまり二十三年度でございまして、二十五年年度において処置しなければならぬのでございまして、配付税法もなくなりまして、平衡交付金に切りかえにもなりましたので、この残りま

した金につきましては、ほかの財政需要等も十分考えまして後に処置いたしたいと考へております。

○田中（總）委員 その点はこれまで司令部との折衝の問題も残つて来るだろうと思ひますが、話がつきますれば千五百億にプラスして出していただけ、こういうふうな了解していいわけですか。

○萩田政府委員 ただいまの予算ではできませんが、將來そのような結論が出ましたら、追加予算なり何なりいたしまして処置を講ずれば、平衡交付金の中に入れることができるかと考へております。

○田中（總）委員 これで私の質問は一応打ち切りますが、なお最後にお答え願つておきたいのであります。この法案が通過したといつたとしても、なかなか配分に対する準備に相當の時日を要するので、大体千五百億のうち二百億程度のものを概算拂ひで支拂われる法案がすでに本院を通過しておるのであります。が、大体基本法によりまして実際に交付金が出て参りますのはいつごろになるか。それから暫定法の措置による第一回の支拂いはいつに予定をされておるか、その点を最後にお聞かせ願ひたいと思ひます。

それからついでに申し上げておきますが、地方行政委員会へ出されましたところの自治庁關係の資料、それから先ほど私が要求いたしました地方財政委員会の規則、これはもちろん委員会ができてから正式に出るものだと思いますが、原案ができておることと承りましたので、それをわれ／＼に配付を願ひたいということを希望申し上げておきたいのであります。

○萩田政府委員 資料の点でございしますが、地方行政委員会にお配りいたしましたと思ひます。規則はまだ推敲したものはできておらないので、この際はさし上げるのができないかと思ひます。それから平衡交付金の方のこの間成立いたしました暫定措置に基きます二百億の交付は、すでにわれ／＼の方でいたしました。手続を全部終りました、早いところはもう到達していると思ひます。それからこの平衡交付金法に基きます正式に本年度の總額が決定いたしますのは七月、おそくとも八月と考へております。従いまして六月に道府県、七月に市町村、この一部交付をさらにいたすことになつております。

○三宅（則）委員 私は最後に一つだけ伺つておきます。先ほど萩田政府委員からお答えがございましたが、委員会では聽聞ということが重大問題だと思ひますが、交付金額の減額に關する聽聞でありますから、これをひとつ早く措置を講ぜられることが必要だと思ひます。こういうことにつきましても、一定の委員を選定いたしてある財政委員会でございますが、それらのものが公開の席上においてやるといふことになつておりますから、何か町会の議事堂でも借りてやるのですか、何かありませんか、あつたら最後に聞かせてください。

○萩田政府委員 おつしやいます通り、聽聞は重要なことだと存じます。その手続等は委員会ができてから規則で定まるわけでございますが、ちやうど人事院でやつておりますように、公開いたしました傍聴者の前で適

当な施設のもとに行うことになるだろうと考えております。

○中島委員長 質疑は終了いたしました。これでもって連合審査会は散会いたします。

この際地方行政委員の諸君に申し上げますが、公報では午後一時より第三委員室となつておりますが、都合によりましてこの第十三委員室で午後二時二十分より開会することにいたします。

午後一時十七分散会

昭和二十五年六月五日印刷

昭和二十五年六月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所